

添付法令資料 3 :

ロシア連邦法令ニュースレター

～新型コロナウイルス感染症の流行に伴う破産手続のモラトリアム～

2020年4月1日、非常事態の予防及び解消の問題に関して個別のロシア連邦法規へ変更を導入することに関するロシア連邦法律 No.98-FZ が採択され、その第5条によって、支払不能（破産）に関する2002年10月26日付ロシア連邦法律 No.127-FZ に第9.1条「破産事件開始のモラトリアム」が追加された。以下、その概要を紹介して、参考に供したい。

上記第9.1条により、ロシア連邦政府は、例外的な場合には、破産事件開始のモラトリアムを導入する権限を与えられるとともに、これに伴って特別な法的規制を設けることができることになった。ロシア連邦政府は、モラトリアムの期間を定めるほか、全ロシア経済活動分類（OKBЭД）コードを指定し、又はモラトリアムの理由となった状況から影響を受ける特定のカテゴリーに属する者を指定することにより、モラトリアムの対象者を定めることとされている。

1 モラトリアムの対象

ロシア連邦政府は、2020年4月3日付の決定により、新型コロナウイルス感染症の流行によって最も被害を受ける産業分野のリストを承認した。このリストには、次の9分野が規定されている。

1. 航空運送、空港事業、自動車運送
2. 文化事業、レジャー及びエンターテインメント事業
3. フィットネス事業及びスポーツ
4. 旅行代理店事業及び観光分野におけるサービスを提供するその他の組織の事業
5. ホテル事業
6. 外食事業
7. 追加的教育組織及び非政府教育組織の事業
8. 会議及び展示会の組織化に関する事業
9. 住民に対する日常生活サービスの提供に関する事業（修理、クリーニング、理髪店・美容院サービス）

ロシア連邦政府の上記決定により、6か月間のモラトリアムが導入され、その公布の日から有効となった。なお、上記第9.1条第1項第3段落によれば、モラトリアムの

期間は、その導入の基礎となった状況が解消しない場合、ロシア連邦政府の決定によってこれを延長することができる。

さらに、ロシア経済開発省は、「体制の基幹組織に対する国家支援」と題する通知を公布し、それには、モラトリアムが適用される 646 組織が記載されている。

2. モラトリアムの主な法的効果

2.1. 破産手続の不開始

債権者によってモラトリアム期間中に仲裁裁判所に提出された破産申立書、又はモラトリアム前に提出されたが、同裁判所がモラトリアム導入日までに受理に関する決定をしていない破産申立書は、同裁判所によって返還される。

2.2. 自己破産を申し立てる義務の免除

上記第 9.1 条第 3 項は、債務者の指導者（組織の長）に対して、モラトリアムの期間中、破産を申し立てる義務を免除する。これによって、当該義務者は、遅滞なく破産申立てをしないことによって生じることとされている、ロシア連邦法律 No.127-FZ 第 61.12 条に基づく補充責任を負わないこととなる。

2.3. 債務者に対するその他の法的効果

モラトリアムの対象となった債務者に対して、次の効果が生じる。

- 裁判外手続によるものを含めて、担保権の実行は、禁止される。
- モラトリアムの導入前に生じた請求権に基づく財産に対する強制執行手続は、猶予される（なお、執行手続中になされた債務者の財産に対する差押え及び債務者の財産の処分に関するその他の制限は解除されない）。
- 金銭債務及び義務的支払の不履行又は不完全履行に対して、違約金（違約罰又は延滞利息）その他の制裁金は、課されない。

他方、モラトリアムの期間中、その対象となった債務者については、次の行為が禁止される。

- 債務者の発起人（参加者）の地位から離脱することに関連して、当該債務者の資産から、当該発起人等の持分相当分についての請求への支払をすること、又は債務者が株式を買い戻し、若しくは買い取り、若しくは持分の実質価額を支払うこと。
- 配当金若しくは持分に応じた収益を支払うこと、又は発起人（参加者）との間において利益を分配すること。
- 弁済充当順序の違反に当たる場合に、相殺により債務者の金銭債務を消滅させること。

2.4. モラトリアム期間中における一定種類の取引の無効

モラトリアム終了から 3 か月以内にモラトリアム対象債務者に対して申し立てられた破産事件においては、モラトリアムの期間中に実行された、資産の譲渡又は義務の負担に関する取引は、効力を有しないものとみなされる。ただし、通常の営業活動の

範囲において債務者によって行われた取引若しくは複数の関連する取引により譲渡される財産の価額又は同取引によって負った債務額が、モラトリアム導入日の直近の報告年度における財務報告に基づいて決定された債務者の純資産の価額の1パーセント以下である場合を除く。

2.5. 欠席手続による債権者総会等の実施

上記第9.1条第5項によれば、モラトリアム期間中、管財人の決定によって、債権者総会、債権者委員会等を欠席手続によって開催することができる。その手続は、ロシア連邦法律 No.127-FZ 第201.12条第1.1項の規定による。

以上

ジュロフ・ロマン

zhurov.roman@uryuitoga.com

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所